

令和5年度勤務環境改善のための看護管理推進事業実施要領（案）

実施要領は(案)であり、補助率、基準額等について、変更することがあります。

1 目的

勤務環境改善を図るためには、看護管理者が組織マネジメント能力を発揮し、自院の実態調査や看護の質管理のためのデータ分析を元に改善を進める必要がある。

そこで、多様な業務を抱える看護管理者が勤務環境改善を効果的に進めるために看護管理の補助者の雇用、務環境改善に必要な経費等の補助を行い、勤務環境の改善の充実強化を図る。

2 事業概要

看護管理者が勤務環境改善に取り組むために必要な管理事務(勤務環境改善に係る各種データ収集・入力、会議録作成等の事務作業等)を補助する者の雇上げに要する人件費を補助する。

3 実施主体

- ・新たな勤務環境改善への取り組みを行う病院、有床診療所
- ・勤務環境改善に取り組んでいる徳島県医療人材育成機関認証施設の病院、有床診療所

4 補助金交付対象経費等

1 基準額	2 対象経費	補助率
看護管理者の補助者 1名当たり 上限2,000千円	勤務環境改善のための看護管理者の補助者導入に必要な経費 看護管理者の補助者の人件費（給料、諸手当、共済費等）、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託費（上記経費に該当するもの） <u>※ただし、導入時における1回限り</u>	10/10

(1) 第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と当該事業に要する総事業費から寄付金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を補助基本額とする。

(3) (2)により選定した補助基本額の範囲内の額を交付額とする。

(4) 希望多数の場合は予算の範囲内で補助する。

5 実施期間

各年度の事業期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

6 その他

この実施要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。